

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、東京都内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式(その1)に代えて使用して差し支えありません。
- (2) ⑧から⑮までの各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第9条の7第4項本文及び第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。 ※ 市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。（以下同じです。）
3「当期の控除対象外国税額 ①」	内国法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の1欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の2）の1欄の金額を記載します。
4「前3年以内の控除限度額を超える外国税額 ②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。
5「国税の控除限度額 ④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥欄の金額が、同表の①欄の金額以下の場合…同表の①欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥欄の金額が、同表の①欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②欄の金額の合計額以下の場合…同表の⑥欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥欄の金額が、同表の①欄の金額と同表の②欄の金額の合計額を超える場合…当該合計額
6「道府県民税の控除限度額 ⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦欄の金額を記載します。
7「市町村民税の控除限度額 ⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦欄の金額を記載します。

欄	記載のしかた
8「⑩又は当初申告税額控除額 ⑪」	(1) (2)に規定する場合((3)に規定するときを含みます。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑪」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合((3)に規定するときを除きます。)には、「⑩又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限ります。)及び第321条の8第40項(第1号及び第3号に係る部分に限ります。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載します。
9「当期分として算定した法人税割額 ⑭」	⑩若しくは⑬の各欄の金額又は第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の⑦の欄の金額から特定寄附金税額控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑧の欄の金額)を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑨の欄の金額)を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑩の欄の金額)を控除した金額を記載します。
10「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) 「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等の額について記載し、下段は政令第9条の7の2第2項の規定による読替え後の政令第9条の7第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (3) 「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第2項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (4) 「当期分」欄は、「⑩又は当初申告税額控除額 ⑪」欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額 ⑭」欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。 (5) 「翌期繰越額計」欄は、前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の「計」及び「当期分」欄の翌期繰越額の合計額を記載します。 (6) ⑯欄は、次に掲げる場合には、それぞれに定める金額を記載します。 ア この申告書を提出する法人を合併法人等(合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)とする適格合併等が行われた場合…政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その2)の⑦欄の金額 イ この申告書を提出する法人を分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)とする適格分割等が行われた場合…政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その2)の⑤欄の金額

欄	記載のしかた
11「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項及び第48条の13第5項の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項及び第48条の13第5項の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧欄及び第20号の4様式別表2の⑧欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) ⑪及び⑫欄の計算は、⑪、⑫及び⑬欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑪、⑫及び⑬欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額（⑮及び⑯の各欄の金額の合計額）を控除した額となります。 (3) ⑳欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩欄）の金額を控除した金額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉑欄は、第6号様式別表1の2の⑥欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦欄の金額を控除した金額を記載してください。 (4) ㉒欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額欄又は⑥の税額欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の⑨欄）の金額を控除した金額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉓欄は、第20号様式別表1の2の⑥欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦欄の金額を控除した金額を記載してください。